

## 平成27年第6回玉名市農業委員会総会議事録

平成27年5月7日（木）午後2時 玉名市役所4階 会議室  
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	東 令佐	2番	取本 一則	3番	清田 順次	4番	西川 英文
5番	井上 清晴	6番	鶴田 克士	7番	永田 知博	8番	松本 恒幸
9番	荒木ひろ子	10番	坂本 誠二	11番	竹下 宏介	12番	坂西 孝之
13番	本田多美子	14番	森川 正志	15番	丸山 近信	16番	田辺 信之
17番	鎌本 勝利	18番	荒木まつ子	19番	大野 金生	20番	福田 友明
21番	田上 一	22番	小路 修三	23番	徳井 勝美	24番	田上 均
25番	杉本 征子	26番	小島 昌文	27番	植田 勇一	28番	植田 英男
29番	三川 了	30番	田上 輝行	31番	米野 旨雄	32番	松本 哲海
34番	堀田 昌子	35番	谷川 文武	36番	岩永 幹生	37番	池本 信秋
38番	小田 募						

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

33番 生田三之利

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 福田 高広 次長 二階堂 正一郎  
係長 上村 健也 参事 西山 美和 主査 田川 由香 主事 野村 由香

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

### 議 題

第 27号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）  
第 28号 農地の賃貸借権設定許可申請について（3条許可分）  
第 29号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）  
第 30号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）  
第 31号 農地の転用許可申請について（5条許可分）  
第 32号 農用地利用集積計画の決定について

### 報 告

第 12号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

## 1. 開 会

○事務局長（福田高広君） 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまから開会いたしたいと思います。

現在の委員は、38名中、本日、生田三之利委員より欠席の届けがあつておりますので、37名のご出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会議は成立しておりますので、ただいまから、平成27年第6回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（福田高広君） まず、東会長よりご挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第4条により議長をお願いし、進行をお願いいたしたいと思います。

○会長（東 令佐君） 大変失礼しました。それでは、早速ではありますが、議事に入りたいと思います。

本日の議案は、議第27号より議第32号までの103件と、報告第12号の36件が提案されています。慎重なる審議、よろしく願いいたします。

-----○-----

## 3. 議事録署名委員指名

○会長（東 令佐君） 本日の議事録の署名委員は、4番、西川委員と5番、井上委員をお願いいたします。

-----○-----

## 4. 議 事

○議長（東 令佐君） それでは、議事に入ります。

議第27号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第27号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成27年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番が滑石の申請人で、申請物件が滑石の田996㎡を労力不足と経営拡張による売買でございます。

2番、倉敷市と滑石の申請人で、申請物件が滑石の田1,158㎡を甥へ贈与するものでございます。

3番、川島の申請人で、申請物件が川島の田3,438㎡を財産処分と小作地取得による売買です。

4番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の畑1,286㎡を相手方の要望と小作地取得による売買です。

5番、山田と横島町の申請人で、申請物件が横島の田1,104㎡外1筆、計3,281㎡を姪へ贈与するものです。

6番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,148㎡を次の7番と交換するものでございます。

7番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,148㎡を前の6番と交換するものです。

8番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑569㎡外1筆、計839㎡を子へ贈与するものです。

9番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑290㎡を労力不足と経営拡張による売買でございます。

以上9件、合計13,584㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定下、申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、また、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断いたしましたので、ご提案いたしております。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番と2番は、続けてどうぞ。

○6番（鶴田克士君） 6番の鶴田です。1番の案件にお答えいたします。譲渡人は、労力不足ということで、譲受人は下限面積を満たされておりますが、譲渡人のほうが是非とも買ってくれと言われたから買いましたということです。下限面積も満たされておりますので、許可相当と思います。

2番の案件につきましては、譲渡人は叔父さんで、前から譲受人が耕作はしておられましたけれども、この度、名義変えをちょっとこうしたということでございます。この件も下限面積を満たされておりますので、許可相当と思います。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、3番、どうぞ。

○11番（竹下宏介君） 11番、竹下です。3番の案件について、譲渡人は死亡されており、相続人はいません。譲受人は以前から小作されており、下限面積も満たされており、米、麦、大豆を栽培されており、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、4番と5番も続けてどうぞ。

○24番（田上 均君） 24番、田上です。4番の件については、これは小作地取得ということで、許可要件を満たしておりますので、何ら問題ないと思います。

それから5番の案件につきましては、これは姪への贈与ということですが、これも従来からの小作地ということで要件を満たしておりますので、許可相当と思われます。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、6番、どうぞ。

○26番（小島昌文君） 26番、小島です。6番と7番の件について説明します。譲渡人と譲受人の交換です。譲受人のハウスの横に譲渡人の田があるので、交換してからハウスを建てるそうです。下限面積もあり、許可相当と思います。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、8番、どうぞ。

○34番（堀田昌子君） 34番、堀田です。8番の案件について説明します。譲渡人と譲受人は親子関係で、高齢の親より子に贈与するもので、下限面積も満たしているため、許可相当と判断します。

9番の案件について説明します。譲渡人は兼業農家で2人ともお勤めですので、労力が不足しています。一方、この畑は譲受人の自宅の隣の畑であり、譲受人は労力もあり経営拡張ということで、許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい。異議がないものと認め、議第27号については、許可することに決定しました。

次に、議第28号、農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第28号、農地の賃貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成27年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番が立願寺と滑石の申請人で、申請物件が岱明町の田1,615㎡の労力不足と耕作便利により、平成27年5月7日から5年間契約するものです。

2番、滑石の申請人で、申請物件が岱明町の田680㎡を労力不足と耕作便利により、平成27年5月7日から5年間契約するものです。

3番、横島町と寺田の申請人で、申請物件が横島町の畑10,002㎡を相手方

の要望と経営拡張により、平成27年5月7日から5年間契約するものでございます。

4番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田684㎡外3筆、計3,106㎡を労力不足と経営拡張により、平成27年5月7日から5年間契約するものです。

5番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田1,225㎡外1筆、計3,796㎡を労力不足と相手方の要望により、平成27年5月7日から10年間契約するものです。

6番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,147㎡外3筆、計4,587㎡を労力不足と相手方の要望により、平成27年5月7日から5年間契約するものです。

7番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田572㎡を労力不足と経営拡張により、平成27年5月7日から5年間契約するものです。

8番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑1,162㎡外1筆、計1,508㎡を労力不足と経営拡張により、平成27年5月7日から10年間契約するものでございます。

以上8件、合計25,866㎡を提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用をすること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、また、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断しましたので、ご提案いたしております。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より担当委員の説明をお願いいたします。

1番と2番は、続けてどうぞ。

○6番（鶴田克士君） 6番の鶴田です。1番と2番は関連しておりますので、条件が同じですので、そういうことでいただければと思います。

貸人が借人の隣ということで、借人の方に作ってくださいということで、お願いに行きましたけれども、下限面積が満たされていなかったもので、2番と1番も合わせますと下限面積に達しますので、そうすればいいということでした。50アールということで、これが本当の農業じゃなくて勤めながらしておられますので、まあ一生懸命やっておられますので、いいかなと思っておりますので。許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、3番、どうぞ。

○14番（森川正志君） これは、自分はいくらも知らんとぼってんが、この受け人の

ほうの人は大体寺田なんですけれども、大体横島のほうにタバコを作られるんじゃないかと思うとですよ、葉タバコのほうの寺田のほうばもうずっと長年作っとんなはるけんで、何て言うかな、ちょっと変えんとあんまりよくないということで、今、タバコの面積は増やされんそうですもんね。タバコ耕作者の面積が増やされんもんだけん、また違う所からせんならしよんなこっで、しとんなはっと思ひます。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、4番、どうぞ。

○19番（大野金生君） はい、19番、大野です。4番の案件について説明いたします。貸人は昨年ご主人が亡くなられてまして、奥さんだけです。奥さんだけではもう農家はできないということで、労働力不足ということです。借人は年は同じですけども、まだ農業にかなり精力的でありまして、経営拡張ということですね。また、下限面積も十分満たされており、許可相当と判断しました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、5番、どうぞ

○20番（福田友明君） はい、20番、福田です。この借人のほうはちょっと下限面積が少ないようでございますが、実を言いますと、野口牟田のほうで既に中核管理機構を通して約1丁ほど自分の土地、そしてまた、援農組合からの賃貸借を行ないまして、1丁ほど作っておられます。面積もここでは上と合わせて約5反ほどですけど、実を言いますと、1丁5反経営されておる方でございます。何ら問題ないと思ひますので、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、6番と7番も続けてどうぞ。

○26番（小島昌文君） 26番、小島です。6番の件について説明します。譲渡人は労働力不足で、譲受人は相手方の要望です。譲受人は下限面積もあり、許可相当と思ひます。

7番の件について説明します。譲渡人は労働力不足、譲受人は経営拡張をするものです。譲受人は下限面積もあり、許可相当と思ひます。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、8番、どうぞ。

○37番（池本信秋君） 37番、池本です。貸人は労働力不足で、借人は経営拡張で、借人はみかんを栽培されておられ、下限面積も満たされております。許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） はい、担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請について、原案どおり決定すること

に異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(東 令佐君) はい。異議がないものと認め、議第28号については、許可することに決定しました。

次に、議第29号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長(福田高広君) 議第29号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成27年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番が滑石の申請人で、申請物件が滑石の畑1,011㎡を労力不足と経営拡張により、平成27年5月7日から10年間契約するものです。

2番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田497㎡外5筆、計5,320㎡を農業者年金受給により、平成27年5月7日から10年間契約するものです。

3番、熊本市の申請人で、申請物件が天水町の田1,164㎡を農業者年金受給により、平成27年5月8日から20年間契約するものです。

以上3件、合計7,495㎡を提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、また、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断いたしましたので、ご提案申し上げております。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(東 令佐君) 説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○6番(鶴田克士君) 6番の鶴田です。1番の案件についてお答えいたします。貸人は労力不足ということで、借人は夫婦で2人で諸菜を頑張っておられますが、下限面積が満たされておりますので、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(東 令佐君) 次、2番、どうぞ。

○26番(小島昌文君) 26番、小島です。2番の件について説明します。譲渡人と譲受人は夫婦です。農業年金受給のための申請です。下限面積も満たしており、許可相当と思います。以上です。

○議長(東 令佐君) 次、3番、どうぞ。

○36番(岩永幹生君) 36番、岩永です。3番の案件について。農業者年金受給のためのもので、再設定でもあり、許可相当と判断しました。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

○13番（本田多美子君） 2番の案件についてお尋ねします。使用借人の方、奥さんみたいなんですけど、農業者年金受給のためという、普通、息子さんとか、結構年齢も高いので。

○26番（小島昌文君） おんなはらんもんで。

○13番（本田多美子君） ああ、じゃあその前の段階の6番、7番も全部、奥様が経営拡張でなさっているということ。

○26番（小島昌文君） 作らすとも、夫婦で作らさすけんで。

○13番（本田多美子君） ああ、結構73で10年間だけんと思っただけですね。じゃあ、いらっしゃらないんですね。

○26番（小島昌文君） はい。

○13番（本田多美子君） で、すみませんが、事務局のほうに。私は初めてこのグリーンアタックという所をまず解約されて。

○26番（小島昌文君） ほっだけん、こっちさん戻ってきたたい。

○13番（本田多美子君） そのグリーンアタックって、結構今解約の案件もいっぱいあったばってん、何ですか。説明ば事務局にしてもらっていいですか。

○議長（東 令佐君） 事務局お願いします。

○参事（西山美和君） 事務局より説明いたします。グリーンアタックさんは農事組合法人なんですけれども、組合員の方が高齢になられていて、もう解散するというところで、今解約の手续に入られているところなんですよね。この2番の案件につきましては、年金受給者の方が再設定されていますので、すでに処分対象農地から外れていらっしゃるので、奥さんに貸し付けられます。一応奥さんのほうが経営主ということですので。

○13番（本田多美子君） わかりました。ありがとうございました。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい。異議がないものと認め、議第29号については、許可することに決定しました。

次に、議第30号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請につ



いてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第30号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定により下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成27年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番が、申請物件が岱明町の畑328㎡を当初の計画では従業員駐車場とする予定でしたが、事務所内敷地に駐車場を拡張したため必要がなくなり、専用住宅に変更するものでございます。地元委員さんと同行の上、現地調査を行なっておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

担当委員の説明をお願いいたしますが、この件について始末書が添付されておりますので、まず、始末書の朗読をお願いいたします。

○係長（上村健也君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） それでは、1番の説明をどうぞ。

○22番（小路修三君） 22番、小路です。今、始末書を読んでもらったとおりでございます。ここの場所は北側に県道が通っており、東、南、西と家が建っております。そこで、この328㎡だけ残って、本当家を建てるなら問題ない所でございます。何ら別に迷惑を掛けるような所ではありませんので、まあしょうがないかなと思います。どがなか、皆さんで検討してください。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

○22番（小路修三君） まあ別に問題ないと思います。許可相当と思います。

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更証人申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい。異議がないものと認め、議第30号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第31号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第31号、農地の転用許可申請について、農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平

成 27 年 5 月 7 日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1 番、申請物件が亀甲の田 6 1 8 m<sup>2</sup>で、転用目的が宅地分譲地でございます。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で第 3 種農地と判断いたしております。

2 番、申請物件が松木の田 2 5 7 m<sup>2</sup>外 4 筆、計 1, 1 2 1 m<sup>2</sup>で、転用目的が宅地分譲地でございます。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で第 3 種農地と判断いたしております。

3 番、申請物件が松木の田 1 8 9 m<sup>2</sup>外 3 筆、計 8 9 2 m<sup>2</sup>で、転用目的が貸駐車場でございます。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で第 3 種農地と判断いたしております。

4 番、申請物件が山田の田 4 0 7 m<sup>2</sup>外 1 筆、計 4 3 6 m<sup>2</sup>で、転用目的が露天資材置場です。農地区分はその他農業工業投資の対象となっていない生産性の低い農地で第 2 種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断いたしております。

5 番、申請物件が山田の畑 2 2 2 m<sup>2</sup>外 1 筆、計 3 1 7 m<sup>2</sup>で、転用目的が動物病院及び個人住宅です。農地区分は住宅の連担する区域に隣接する農地で第 2 種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断いたしております。

6 番、申請物件が富尾の田 3 1 m<sup>2</sup>外 1 筆、計 2, 0 3 7 m<sup>2</sup>で、転用目的がデイサービス施設でございます。農地区分はその他農業工業投資の対象となっていない生産性の低い農地で第 2 種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断いたしております。

7 番は本日取下げが提出されておりますので、削除お願いいたします。

8 番、申請物件が岱明町の畑 4 2 7 m<sup>2</sup>で、転用目的が個人住宅です。農地区分は J R、市役所支所が概ね 5 0 0 m 以内に所在している農地で第 2 種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

9 番、申請物件が岱明町の畑 3 9 2 m<sup>2</sup>で、転用目的が駐車場です。農地区分は J R、市役所支所が概ね 5 0 0 m 以内に所在する農地で第 2 種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

1 0 番、申請物件が岱明町の畑 9 0 5 m<sup>2</sup>で、転用目的が建売住宅でございます。農地区分は上下水道管が埋設された道路沿い、かつ教育、医療機関が概ね 5 0 0 m 以内に所在する農地で第 3 種農地と判断しております。

1 1 番、申請物件が天水町の畑 8 4 5 m<sup>2</sup>の内 3 4 3 m<sup>2</sup>で、転用目的がみかん選果場兼農業用倉庫です。農地区分は農振法第 8 条第 4 項に規定する農地利用計画において指定された用途に供するために行なわれる農地と判断しております。

12番、申請物件が天水町の畑661㎡で、転用目的が個人住宅、駐車場及び資材置場です。農地区分は概ね10ヘクタール以上の規模の私田の農地と区域で第1種農地と判断しております。第1種農地につきましては、原則、不許可でございますけど、申請地にかかる土地の周辺地域において居住するものの日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもので、例外的に許可可能でございます。

以上11件、合計8,149㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否かを審査しました結果、いずれも不都合のないものと判断いたしましたので、ご提案申し上げております。また、地元委員さんと同行の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。

1番、1番から3番まで続けてどうぞ。これに、3番に始末書が添付されておりますので、まず、始末書の朗読をお願いいたします。

○係長（上村健也君） — 3番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） 始末書は3番についての始末書でございます。

それでは、1番からどうぞ。

○3番（清田順次君） はい、3番、清田です。1番の案件についてご説明申し上げます。場所はゆめタウンの北側ということで聞いております。前に転用申請があった所に、東側に3区画の宅地分譲申請でございます。前回の申請のあった位置している所に給水、排水槽、雨水槽の接続をするということだったので、何ら問題なく許可相当と判断いたしました。

2番の案件でございますが、松木の宅地基盤整備された16メートルの大通りの繁根木川寄りの入り口付近の南側に位置しているというふうなことでございます。そこに4区画の宅地分譲地の申請で、現地は次の3番の申請地と接続をしているというふうなことで、農地もなく何ら問題はないと、許可相当でございます。

3番の案件でございますが、番号2番の接続をした場所に貸駐車場39台分の申請でございますが、始末書のとおり、所在地の松木の6の8から10番までが約半分ほどが平成22年の7月より駐車場として無断で利用されているという状況でございましたが、現地調査の結果、許可相当と判断いたしました。よろしく審議のほどをお願いいたします。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、4番と5番も続けてどうぞ。

○4番（西川英文君） はい、4番、西川です。4番、5番の案件につきまして説明い

たします。

まず、4番ですけれども、これは広域農道沿いに、そこにあるわけですが、この2枚とも田は耕作放棄地なんです。それで、その前に山林がありまして、その山林に接しております。その山林を2mほど下げて、その田を1枚の土地にするということです。それで、採石及び山砂、あるいはU事溝等を置く場所だそうです。周囲をコンクリートブロックの大きいやつで周りを固めまして、土砂の利用法はすると。生活雑排水は 何も出ませんし、雨水は自然浸透するということだそうですので、許可相当と判断いたしました。

それから5番の案件ですが、これはバイパス沿いのすぐ近くですね。蛇ヶ谷からちょっと山田に行った所の信号機のある所ですけれども、そこに、ここに書いてある動物病院及び個人住宅を建てるということですが、周囲にはもう農地は全然ありません。住宅地の中にある、この2筆の農地だけだったわけですが、それを転用するというので、市道に接しておりまして、上下水は市道に埋設してありますので、それに接続するというので、現地調査の結果、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、6番どうぞ。

○4番（取本一則君） はい、2番、取本です。譲受人は、地域たすけあいの会という介護施設の介護保険事業主となっている。土地の場所につきましては、九州看護福祉大学がすぐそばの市道青木小岱線に隣接する農地でございます。一応、老人介護事業を行なうということでございますけれど、高齢者に限らず、障害者、子育て中の母親とか、放課後の学童とか、介護福祉を勉強する大学生辺りが集い交流ができるような施設を目指したいということでございます。土地につきましては、市道に面した農地でございます。何も増設する必要もございません。雨水につきましては、地下水等で処理するというので、建物の雑排水につきましては、合併浄化槽で隣接する市道側溝に放出するというのでございます。何ら異議なく、許可相当と判断しております。

○議長（東 令佐君） はい。7番は取下げでありますので飛ばしまして、8、9は両方とも始末書が添付されておりますので、始末書の朗読をお願いします。

○係長（上村健也君） — 8番の案件について始末書朗読 —

○係長（上村健也君） — 9番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） はい。それでは、8、9の説明をお願いいたします。続けてどうぞ。

○23番（徳井勝美君） はい、23番、徳井です。今、事務局のほうから始末書について説明がありましたとおりです。

8について、転用の目的は個人住宅を建てるということです。面積は427㎡です。雑排水は工業下水道に接続して処理をするということです。雨水につきましては、敷地内に集積マスを設置して側溝に流すということです。現地調査の結果、問題はないと思われ、許可相当と判断いたしました。

9番について説明いたします。転用の目的は駐車場です。面積は392㎡です。車にして15台ぐらい収容が可能ということです。雑排水はありません。雨水につきましては、雨水場所を設けて自然浸透させるということです。これも、現地調査の結果、問題はなく許可相当と判断いたしました。よろしくお願ひします。

○議長（東 令佐君） はい。次、10番どうぞ。

○22番（小路修三君） はい、22番、小路です。この件は、建売住宅ということでございます。905㎡の土地に平屋建ての113.65と113.86、2軒の建売を立てる計画でありまして、それに駐車場として各3台分ということでありまして。今度は、1つの畑を2筆に分筆して1棟建築するという予定であるということでございます。既にここは東側には家が建っておりますし、また、北と西側は畑でございますので、その所は境界ブロックで、またコンクリートブロックなどを設置する予定でございます。そして、2軒ですから長方形でございまして、奥の家には東側に4mの道路を設置して、そこに上下水道を通すということでございます。平坦地で土砂の流出はなく、別に問題ないと思ひます。あとは、許可相当と思ひます。

○議長（東 令佐君） はい。次、11番と12番も続けてどうぞ。

○34番（堀田昌子君） はい、34番、堀田です。11番の案件について説明します。これは、現在ある農業倉庫及び選果場の増築です。みかんの収量が増加したため、貯蔵庫が不足し、選果量の効率も悪いための増設です。そのほか、資材置場と車両置場も確保します。雨水は今までどおり貯水槽に流し、オーバー分は道路側溝に流します。農地との境には擁壁を設置して、土砂の流出を防ぎます。現地調査の結果、許可相当と判断します。

12番についてですが、申請地は集落に接続した土地です。申請人は青果卸業と選果場をしています。現在、両親と同居していますが、手狭になったので親より土地を譲り受け、個人住宅を新設、残りの土地は資材置場と駐車場として利用します。給水は、親の所有の土地のボーリングより配管して引き込みます。生活雑排水は合併浄化槽を経り、排水溝に流します。雨水は自然浸透です。農地との境は、西側は石垣、北側はブロックをして土砂の流出を防ぎます。現地調査の結果、許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声)

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（東 令佐君） はい。異議がないものと認め、議第31号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第32号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第32号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により平成27年農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成27年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

別紙、農用地利用集積計画（案）のとおり、玉名市長より意見を求められております。15ページから20ページまでの計70件の集積でございます。所有権移転が7件の11,492㎡、利用権設定が63件の188,896㎡、合計70件の200,388㎡の集積でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、ご提案申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 事務局の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

○13番（本田多美子君） 番号2番の、今度新規で借られる株式会社カワカミさんが借られて、1反3万円ということで新規契約されておりますが、担当委員の方、すみません、これは何を作られるんですか、田んぼで。

○主査（田川由香君） 事務局からお答えします。路地レタスです。

○13番（本田多美子君） 路地レタス。わかりました。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

○27番（植田勇一君） こういう案件については、調査しなはっとですか、委員の人は。

○13番（本田多美子君） いえ、向こうから来る。ああ、そうか。私は集積委員になっとるけんですね。どがんなっとですかね、会長。こういう場合は、自分たちが調査せにゃんとですかて聞きよんなはっけん、どがんなっとつとですかね。担当委員が。

○議長（東 令佐君） 事務局のほうで、ただ今の件に対して。

○主査（田川由香君） お答えします。一応、契約をされる際に担当委員さんをご紹介いたしまして、契約書の写しに誰々委員さんの電話番号を書いて、もう1回、契約があったことをご報告してくださいということで、お伝えしております。

○13番（本田多美子君） いつもそう聞いて。今回、法人というか、株式会社が入ったので、ちょっと私は質問させていただいたんですよ。個人同士なら、農家さんだからそんなないけど、ああこういうふうにいる会社辺りが入ってきて、こういう新規の値段がこんなちょっと普通よりも高いから、どういうふうになっているのかなと思って質問させていただいたんですけど。なかなか会社のほうだったら、特に集積委員の人には連絡はしてほしいなど。状況も全然わからないからですね。と思いました。

○4番（取本一則君） やっぱり貸し借りだから、3条の貸し借りと同じ、こっちは基盤強化に載せとっただけの話で。普通だと3条だったら、電話番号とかいろいろ書いてあるじゃないですか、備考欄に。連絡先みたいなのを。個人さんの電話とか。これは何も書いてないから。

○議長（東 令佐君） 今の件について、中間管理機構は入っとですかね。

○主査（田川由香君） 入っておりません。

○4番（取本一則君） 基盤強化でしとるけん、相手から電話がないことにはこっちからはわからんというのあるけんですな。会社がどこ電話していいかわからんけん、地元の名前もここには載とるけど、どこにしているかわからんて。近所の人だったらわかるですよ。私の場合は、沢村さんなんか近所だけんね。すぐわかるけど、やっぱりわからない人は、電話番号ぐらいじゃ、どこしていいかわからんけん、相手から電話連絡ない限りは、だろうぐらい。電話してもらいたい。

○27番（植田勇一君） メモのなかてちゃよかばってん。

○議長（東 令佐君） ただいまの問題で、よかですか。

○27番（植田勇一君） はい。

○議長（東 令佐君） 今後は、徹底するようにお願いします。

ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい。異議がないものと認め、議第32号については、原案どおり意見決定することに決定しました。

-----○-----

## 5. 報告

○議長（東 令佐君） 次に、報告第12号の説明を事務局に求めます。

○事務局長（福田高広君） 21ページをお願いいたします。

報告第12号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理しましたので報告いたします。平成27年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回、合計36件、119,199㎡の解約の通知を受理しております。以上、ご報告を終わります。

○議長（東 令佐君） 事務局よりの報告がありました。

質問などございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） 質問もないようですので、本日本日予定していました議案の審議と報告を終わります。

-----○-----

## 6. その他

○議長（東 令佐君） その他に移ります。その他、何かございませんか。

○議長（東 令佐君） それでは、慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後・時・分



以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成27年5月7日

玉名市農業委員会会長                      東    令佐

農   業   委   員                              西川 英文

農   業   委   員                              井上 清晴